

農業委員の推薦及び公募要領

農業委員会等に関する法律に基づき、次のとおり袖ヶ浦市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の推薦及び公募を行います。

1 農業委員の任期は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間で、その活動に対しては、月々の報酬と費用弁償として交通費実費を支給します。
農業委員 31,000円/月（会長、会長職務代理者、運営委員は別途規定）

2 農業委員の定数は16人、それぞれ個人推薦、団体推薦、公募によります。

3 農業委員に関する事項

所掌業務	法令業務	・農地法の所有権移転、農地転用、新規就農、利用集積等の許認可及び同意の審査、研修など
	振興業務	・農地の巡視及び違反転用監視、農業者との相談、農地利用集積及び利用調整、遊休農地対策、経営規模の拡大支援、農地利用最適化の推進活動など ・農地中間管理機構との連携
推薦をする方	・市内の地区又は全域の農業者や農業者組織の代表、自治会長など	
推薦を受ける方 応募する方の 資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関する識見を有し業務を適切に遂行できる方 ・居住要件は問いません。 ・袖ヶ浦市の他の機関の委員又は市の職員でないこと。 ・欠格者（破産中、禁固以上の刑・執行猶予中）でないこと。 <p>【その他要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員の過半数（9人）以上は、認定農業者（法人の場合は役員等）であることが必要なため、推薦ではご配慮ください。 ・50歳未満の若者や女性の選出について、可能な限りご配慮ください。 ・農業委員の1人以上は、農業者以外で、中立な立場で公正な判断をすることができる方の選出が必要となっています。 ・現在の委員を再度推薦することは可能です。 	
推薦、応募の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙の推薦書（個人は様式第1号、団体は様式第2号）、応募書（様式第3号）に必要事項を記入の上、持参、郵送等で、農業委員会事務局に提出してください。 ※郵送の場合は11月30日必着。（推薦書、応募書は、農業委員会のホームページからダウンロードできます。） ・推薦及び募集の期間 令和3年11月1日（月）～11月30日（火）まで 	

- 4 推薦、募集の期間中又は終了後に、推薦及び応募した方の氏名等を公表します。
- 5 候補者については、候補者評価委員会に諮り、資格要件の確認及び定数超過の場合は個々の評価を行い、委員の候補者（案）を決定します。
- 6 農業委員については、市議会の同意を得て、市長からの任命となります。
- 7 問合せ又は提出先
袖ヶ浦市農業委員会事務局 TEL 0 4 3 8 (6 2) 3 9 1 8
〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場 1 - 1